

計画推進のための体制

あらゆる差別をなくす施策に取り組むため、庁内のすべての部局で各種施策を推進し、必要な推進体制の整備・充実を図ります。

推進体制等の充実

1 推進本部

「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」第2条の市の責務では、差別のない明るい中野市の実現を図るため、必要な施策を積極的に推進することとしており、行政のすべての分野でこの取組が必要であることから、「差別撤廃及び人権擁護施策推進本部」を設置し、人権施策の推進に取り組みます。

2 審議会

あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議する機関として、平成17年（2005年）に「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会」を設置しました。今後、この計画を推進するにあたっては、市民の代表である審議会委員の意見、要望等を聞きながら施策を進めて参ります。

関係機関等との連携体制の強化

この計画を効果的に推進するためには、国、県等関係機関や企業、関係団体及び区行政等と連携を密にして進める必要があります。

そのためには様々な機会を通じ、この計画の趣旨等を周知するとともに、公的機関や企業、団体等の協力を得ながら各種の取組を推進します。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や県の「長野県人権政策推進基本方針」及び「第2次中野市総合計画」に沿って推進して参ります。

人権に関する相談窓口一覧

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

相談名	日時	相談所・問い合わせ先
人権に関する相談	毎週 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	人権センター ☎26-2287 豊田人権センター ☎38-3522 ・日常生活の中の、人権に関する相談 ・人権擁護委員など相談窓口の紹介
女性相談	(電話)毎週 月～金 8:30～17:15 (面接)毎週 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	人権センター内 ☎23-4810 ・家庭内のもめごと 不和 離婚 職場の人間関係配偶者の暴力ストーカーなどの悩みの相談に応じます。 ※面接相談は予約が必要となります。
子ども電話相談3191 (いじめ専用電話)	毎週 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	子ども相談室 ☎23-3191 ・すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、のびのびと明るく幸せな生活ができるように、18歳までの子どもの問題についてご相談に応じます。
心配ごと相談	毎週 月～金曜日 13:00～16:30 (祝日、年末年始を除く)	福祉ふれあいセンター ☎26-3111 ・日常生活の中の、さまざまな心配ごとの相談

ダイジェスト版

人権のまちづくりをめざして

第2次中野市差別撤廃 人権擁護推進総合計画



中野市

第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画概要

計画の趣旨

市民一人ひとりの人権が保障されるまちづくりの目標と課題を明らかにするとともに、長期的展望に立った総合施策の展開方向を示し、あらゆる差別をなくすための「道しるべ」として第1次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画を平成18年度（2004年度）に策定し推進してきました。

しかし、計画策定から10年が経過する中、人権課題の多様化や複雑化をはじめ、少子高齢化や社会経済情勢等の変化に伴い、新たな課題も生じています。

そこで、平成28年度（2016年度）に計画の期間が終了することに伴い、これまでの成果と課題を踏まえ、より一層効果的な施策の推進を図るため、見直しを行い、本総合計画を定めるものです。

計画の期間

この計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）とし、国、県等の動向を注視しながら 必要に応じて見直しを行うものとします。

基本理念

市民一人ひとりが、相手を思いやり、お互いを大切に人権意識を醸成するとともに、人権が尊重された社会を築くため、「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る。」ことを基本理念とします。

基本的視点

- ①人権が大切にされ、自由で平等な開かれた社会に向けて
- ②社会的に弱いあるいは不利な立場にある人々の視点に立って
- ③ノーマライゼーションとバリアフリーのまちづくりをめざして
- ④ 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進



基本目標

市民一人ひとりがお互いの人権を重んじ「差別のない、あたたかな思いやりの心と、お互いが支えあう共生のまちの実現」をめざすことをこの計画の基本目標とします。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進のための施策

①人権重視の行政

- ・行政のあらゆる分野において、人権に配慮した施策の展開に努めます。
- ・地域住民、各種団体、企業、学校、行政機関等と連携を密にし、協力体制の確立に努めます。

②学校及び保育所等における人権教育と啓発

- ・学校では家庭と一体となった人権教育を推進するため、保護者対象の人権教育研修会、PTA人権教育地区懇談会を充実させます。
- ・保育所等では保護者や祖父母を対象に、人権教育研修会等を実施し、家庭での人権意識の向上を図り、子どもの権利の擁護に努めます。

③家庭や地域社会における人権教育と啓発

- ・人権に関する学習活動を推進する指導者の養成を図るとともに、地域や家庭において、差別に気づき、解決していくための研修の充実や明るい地域づくりに努めます。

④企業における人権教育と啓発

- ・市や県等関係機関と連携し、企業内で実施する研修の講師派遣、教材、情報等の提供を行うとともに、市企業人権教育推進協議会と連絡を密にし、効果的な企業研修での人権教育の充実を図ります。

人権に関する重要課題の施策推進計画



同和問題

- ・国、県の関係機関や各種団体と連携を図りながら、人権擁護に対する啓発活動の、より一層の充実を図り、施策を推進します。
- ・幼保・小・中・高一貫の人権教育をより推進し、人権感覚の高揚と共感的理解の育成を図ります。
- ・様々な機会を捉えて部落差別解消への理解を深め、人権尊重の意識の高揚に努めます。

女性の人権



- ・女性の人権についての認識と理解を深めるため各種講座や、研修会等を開催するほか、市民への啓発活動に努めます。
- ・配偶者等による暴力をはじめ、女性のあらゆる悩みの相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。

高齢者の人権



- ・それぞれの高齢者の状況を正しく理解するため、学校・社会教育の場や家庭・地域を通じて人権教育・啓発に努めます。
- ・地域福祉ネットワークづくりをし、ボランティア団体の育成に努めるとともに、市民集会等のイベントの開催、啓発資料の配布等により人権感覚の育成に努めます。

障がいのある人の人権



- ・社会のあらゆる場面において、障がいのある人の人権が守られるよう、人権擁護に関する啓発活動に努めます。
- ・地域福祉ネットワークづくりをし、ボランティア団体の育成に努めるとともに、市民集会等のイベントの開催、啓発資料の配布等により人権感覚の育成に努めます。

子どもの人権



- ・児童（子ども）の権利条約の理念と精神を尊重し、子どもの人格とその個性が大切にされ、心が豊かに育まれる地域社会の構築をめざすとともに、人権教育と啓発に努めます。
- ・子どもの目線での、市民一人ひとりが家庭や子育てに関心をもてるように、行政、家庭、学校、地域社会が一体となった取組に努めます。

外国人の人権



- ・日常生活をより住み良くするため、各種情報資料の提供等に努めます。
- ・国籍や人種の違いを超えて交流を深めるとともに、歴史や多様な文化の理解等、国際理解の普及に努めます。

その他の人権



- ・地域社会における慣行や因習、考え方が差別につながることを防ぐために啓発に努めます。
- ・ハンセン病やH1V感染者等の人権問題に対しては、学校や職場、あるいは地域社会において、正しい知識の普及啓発に努めます。